

# 新若柴町会会則

## 第1章 総 則

### (名称及び事務所)

第1条 本会は新若柴町会と称し、事務所は会長宅に置く。

### (組 織)

第2条 本会は若柴の1番地、2番地、5番地、6番地の地域に居住する世帯員を持って組織する。

### (目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、民主的・文化的な生活が出来るように相互理解と生活環境の整備に協力し、明るく楽しい郷域とすることを目的とする。

## 第2章 事 業

### (事 業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) 防災、防火、防犯に関すること
- (2) 本会地域の美化と環境衛生・保健衛生に関すること
- (3) 会員の慶弔慰問及び表彰に関すること
- (4) 体育的及び文化的行事に関すること
- (5) 行政、官公庁等との連絡、会員への伝達を図ること
- (6) その他、本会の目的達成に必要なこと
- (7) 本会の共有財産の管理に関すること

## 第3章 運 営

### (役 員)

第5条 本会には次の役員を置く。

会長、副会長、会計、監事、会計監査(2名)、事業部長(総務・環境衛生・防火防犯)、班長、ならびに行政・関係諸団体より委嘱を受けた委員。

### (役員を選出)

第6条 役員を選出は次により行う。

- (1) 会長、副会長、会計、監事は、総会において公選する。もしくは会員の中から指名推薦を行い、総会の承認を得て決定する。

- (2) 会計監査は役員が会員の中から、指名推薦を行い、適すると認められた時に役員承認を得て決定する。
- (3) 行政・関係諸団体より役員承認を得て決定する。

#### (役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はこれを代行する
- (3) 会計は、本会の金銭出納、保管に関する事務を処理する
- (4) 会計監査は、会務、会計を監査する
- (5) 各事業部長及び委員は第4条の1, 2, 4, 7の事業内容を立案し、推進する。班長は班内の指導連絡及び会費の集金をする。また、会の事業及び行事の推進のため、事業部長に協力する。

#### (役員の仕事)

第8条 役員の仕事は1ヶ年とする。但し、再選は妨げない。

- 2、役員に欠員が生じた時、補充役員の仕事は前任者の残任期間とする。

#### (相談役)

第9条 本会に相談役を置くことができる。会長は、相談役を置くときは役員会に諮って、これを委嘱する。

#### (会議)

第10条 会議は、総会、役員会とする。

#### (総会)

第11条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

- 2、通常総会は、毎年4月上旬に開き、臨時総会は会長が必要と認めたとき、または会員の3分の2以上からの要請があった時に開く。

#### (総会の決議事項)

第12条 総会の決議事項は次の通りとする。

- (1) 会則の変更
- (2) 予算編成及び事業計画の決定
- (3) 決算及び事業報告の認定

- (4) 役員を選出
- (5) その他、重要と認められる事項

(役員会)

第13条 役員会は会長が招集し、協議・決議事項は次の通りとする。

- (1) 総会の開催及び、提出事項の審査
- (2) 各事業及び行事についての審議
- (3) 会員の入会及び退会
- (4) 官公庁との連絡・協力のための委員選出
- (5) 重要項目であっても緊急を要することは、役員会で決定できる。  
但し、この場合には次の総会で承認を求める

## 第5章 決議

(決議)

第14条 会議は過半数以上の出席を必要とし、決議は出席者の3分の2以上の同意で決定する。但し、やむを得ぬ事情で欠席する者の委任状は出席者とみなす。本会の会員は、第2条に定める区域に住所を有する世帯とする。

## 第6章 会計

(会計)

第15条 会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

- 2、 本会の経費は、会費、寄付金、補助金その他の収入をもって充てる。
- 3、 会費は上期(4月～9月)、下期(10月～3月)とし、各2000円を徴収する。
- 4、 年度途中の入会者は四半期毎に1000円として会費を計算する。
- 5、 法人会員の会費は役員会で決めて徴収する。
- 6、 町会費には、消防後援費、学校後援会費、共同募金、歳末たすけあい募金、赤十字募金社会福祉協議会負担金等を含む。
- 7、 不測の災害や必要な事業のため、役員会の決議により、別の臨時徴収をすることができる。

## 第7章 入会と脱会

### (入会)

第16条 本会に入会する場合は、加入届に所定事項を記入し、会費を添えて、班長を通じて申し込む。

### (脱会)

第17条 本会を脱会する場合は、班長を通じて届けなければならない。  
会則2条の条件を満たさなくなったときは、当然脱会したものとみなす。  
脱会者には、会費の返金はしない。

## 第8章 慶弔見舞金

### (慶弔金)

第18条 本会の慶弔金は次のとおりとする。

- 1、「慶」 本会では金品による祝意を表さない。
- 2、「弔」 世帯主または家族が死亡した場合、香典(金15,000円または金15,000相当の供え物)を添えて弔慰を表す。施主は、格別な謝意を心配しないこととする。

## 付則

会則制定 平成5年4月11日

この会則は 平成5年4月11日より施行する

一部改正・平成7年4月16日より施行する

一部改正・平成8年4月14日より施行する

一部改正・平成12年4月2日より施行する

一部改正・平成18年4月1日より施行する

一部改正・平成22年4月1日より施行する

字・語句の修正 令和元年10月19日